

# 住宅・建物の被害と復旧

震災により家屋などの建物が大きな被害を受けました。住み慣れた自宅を失った方も多く、一日も早い生活再建のため震災直後からさまざまな取組みを進めてきました。



1 家屋等に貼られた応急危険度判定の調査票  
 2 危険（赤）と判定された家屋（青倉）  
 3 倒壊した建物（野田沢）  
 4 柱が損傷し、家財が散乱した家屋（青倉）

## 被災建物調査

長野県北部地震では、村の人口の7割を占める26集落で住宅等の建物に大きな被害を受けたため、被災者の安全と生活再建に向けて地震発生当日から被災状況等の調査が行われました。

第1段階では、余震による倒壊や落下物からの二次災害を防ぐための「被災建物応急危険度判定」が行われ、長野県からの派遣により判定士46名体制で8日間にわたり、村内の被災建物の危険度判定が行われ、赤（危険）・黄（要注意）・緑（調査済）の調査票が貼られました。

次に第2段階として、3月25日から7日間「住宅総合相談」が行われました。これも長野県建築士会などからボランティアで行っていたが、被災住宅各戸へ伺い住宅の修復方法などのアドバイスを、681件の相談を受けました。

第3段階では「建物の被害認定調査」を行いました。これは1班3名ずつ10名体制で建物の傾きや基礎、梁、壁などの構造の被害状態を

### ●被災建物応急危険度判定（3月12日～3月19日）

区分	危険(赤)	要注意(黄)	調査済(緑)	合計
住家	160件	284件	336件	780件
非住家	137件	133件	232件	502件
合計	297件	417件	568件	1,282件

調査し、全壊・大規模半壊・半壊・一部損壊の判定により「り災証明書」を発行しました。こちらも調査員の確保は、長野県建築士会、長野県や近隣市町村の職員から協力していただき、4月4日から28日まで述べ19日間かけ、1,700棟余りの調査を行いました。

「建物の被害認定調査」は村でも全く初めての経験で通常業務とは異なる特殊性もあるため、平成

19年に発生した中越沖地震で同様に調査を経験された、新潟県柏崎市に職員の派遣を依頼し、調査方法のノウハウを学ばせてもらうなどしましたが、実際の調査では慣れるまでに時間がかかったり、対応がなかなか思うようにいかず被災者からの不満も多く寄せられ、こうした経験と反省を今後の災害時にもしっかりと活かしていくことが必要であると痛感しました。



県内外から派遣いただいた調査員による建物の被害認定調査の様子



●震災復興村営住宅の整備状況

【構造】 木造2階建て 1棟1戸×5、1棟2戸×13 (合計18棟31戸)

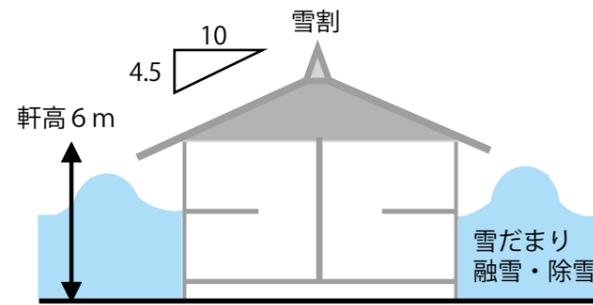
【間取り】 1階：玄関、台所・居間、和室6畳、トイレ、洗面・浴室  
2階：洋室2室

【特色】

住 棟	1棟2戸及び1棟1戸、軒の高さ6m、共有通路(1棟2戸)、スロープの設置
屋 根	落雪型(屋根勾配4.5寸)、軒の出75cm以上 形状(切妻型及び片流れ型)、雪割90cm
柱・梁・壁	柱：地元“杉”12cm角、梁・壁：地元“唐松”
断熱仕様	断熱材の厚さ：天井20cm、壁10cm 窓：ペアガラス

【地区別整備戸数】

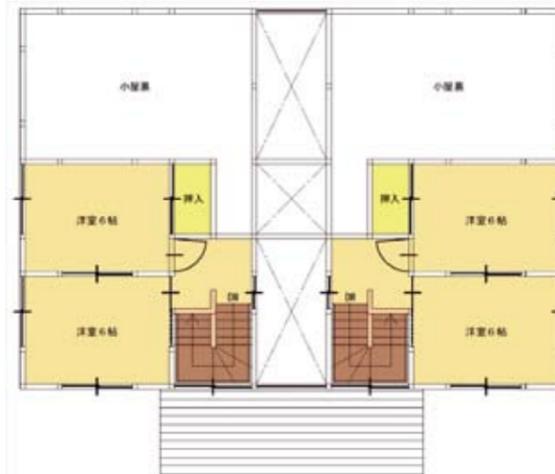
地区名	棟 数	整備戸数
青 倉	5棟	10戸
横 倉	4棟	7戸
森	4棟	8戸
月 岡	1棟	1戸
小 滝	1棟	2戸
野田沢	1棟	1戸
大久保	1棟	1戸
北 野	1棟	1戸
計	18棟	31戸



1階平面図



2階平面図



震災復興村営住宅の建設

仮設住宅で暮らす被災者の半数は高齢者世帯で、自力での住宅再建は難しいことから災害公営住宅の整備計画が進められることになり、村では元の集落での生活を基本に考え、また住民からの希望も強かったことから、村内8地区に合計31戸の復興村営住宅を建設することとなり、この建設場所と戸数を決定するにあたっては、各地区での懇談会や検討会の開催、また補助対象となる建設戸数や国庫補助金の確保など、住民や関係者と何度も擦り合わせながら、ようやく平成24年3月末に整備計画がまとまりました。米村の冬期は、豪雪によりあらゆる建設活動が制約されることから、震災当初から平成24年の降雪期前には復興村営住宅を建設し、新しい年をそれぞれ自分の集落で迎えられるようにという目標を立てました。建設にあたっては県の指導はもちろん、管理施工をお願いした長野県住宅供給公社と施工業者、敷地地主のご理解とご協力により、極短期間の工期内の平成24年11月15

住宅再建支援制度の創設

自力で住宅を再建される方にとっては、経済的な負担が大きな課題となっていました。国の生活再建支援金制度だけでは十分でなく、特に一部損壊の世帯には支援制度が全くありませんでした。しかし、今回の地震では住宅内外の壁に損傷が大きいなど、修繕でも数百万単位の費用が必要となる方が多かったため、平成24年7月に新たな住宅再建支援制度として、「住宅リフォーム補助金」と「住宅資金利子補給補助金」の2つの

日に竣工することができ、仮設住宅等の避難先からの入居者の引っ越しも、本格的な雪降りの前に行うことができました。また、同じく自力での住宅再建を目指した被災者も、大半の方が復興村営住宅の完成と同時期までに再建することができ、こちらも新居への入居が順次行われたことにより、平成25年の春にはすべての入居者が仮設住宅から退去し、役目を終えた仮設住宅はすべて解体撤去される予定になりました。



震災復興村営住宅 (小滝)



震災復興村営住宅 (森)

補助金制度を創設しました。これは県の震災復興基金を財源として、県と協議しながら制度化したもので、「住宅リフォーム補助金」は震災後の新築、購入、増改築、修繕にかかった費用の20% (限度額50万円) を補助するもので、一部損壊も含め全世帯で震災から3年間 (平成26年3月まで) の工事等を対象としています。また、「住宅資金利子補給補助金」については、建設、購入、修繕のため住宅

資金融資を受けた場合の返済利子の1%相当を補助するもので、こちらも平成26年3月までの借入金を対象としています。この他にも以前から行われている災害援護資金の無利子貸付制度や村の克雪資金貸付制度なども含めた支援制度の幅広い選択肢を設けることにより、住宅再建の経済的負担を軽減し、いつまでも村に住み続けてもらえればと考えています。

●仮設住宅配置図（北野天満温泉）



仮設住宅（北野天満温泉）

●仮設住宅配置図（栄村農村広場）



1 仮設住宅（栄村農村広場） 2 仮設店舗を併設した仮設住宅集会所（応急サポート拠点施設） 3 仮設住宅の屋根の除雪作業の様子（平成24年1月）



栄村農村広場  
仮設住宅管理組合長(当時)  
しまだ ひろみ  
島田 裕水さん

仮設住宅への入居

3月12日以来、10日間にわたる避難所生活は21日に解除となったが、生活インフラの復旧が遅れていたため、家の損傷が激しいなど、自宅に戻れずに避難所に残った者と村外避難者の苦悩はまだ続きました。

避難所では、最終的に家には帰れず、避難を続けざるを得ない世帯を調査し、40戸の仮設住宅の建設が急ピッチで進められる一方で、

国の明確でない基準から入居者選定に役場担当者が入居希望者の間で苦悩がありました。最終的に55戸の建設に落ち着きました。

突貫工事により、5月29日に横倉地区の農村広場に7棟35世帯の仮設住宅が完成し、第一陣の入居者説明会で部屋のカギを受け取り、

私達は78日間お世話になった避難所から仮設住宅にその日から入居の準備を進めました。

部屋の間取りは世帯人数により3種類、単身世帯の住居は居間が4畳半1部屋しかなく圧迫感を感じましたが、仮設住宅の建設が遅れている東北地方の状況を思えば贅沢は言えないと皆プライバシーの保てる空間をありがたく思いながら、慣れない集団生活を始めました。

しかし、住み慣れた我が家とは違い、避難生活の疲れが一気に噴出し、体調を崩す高齢者も出てきました。

また、村外に避難していた高齢者の方は、やっと栄村に戻れてお茶飲み仲間ができ、田畑もかまえる喜び合っていました。横倉地区以外の集落の方は農地が遠く、高齢の方は特に苦労をしたことと思います。

管理組合の立ち上げ

6月に残りの2棟15世帯の仮設住宅が完成し、合わせて50世帯の大きな集団となったことから、7月4日に第1回仮設住宅入居者会議が栄小学校のランチルームで開

には新居が完成したため、副組合長に後をお願いして、仮設住宅を退去しました。

仮設住宅の入居期間中は、NPO法人「ホットラインながの」をはじめ全国・県内の多くのボランティアの皆様からご支援をいただき、入居者にとっては心の支えになりました。ことに深く感謝申し上げます。

催され、役場の担当者より入居期間の2年間、この集団をまとめるための住民自治組織を立ち上げたらどうかとの提案を受けました。

入居者からはそれぞれ元の集落があり、その自治組織の一員でもあることから、2つの自治組織に属するのは如何なものかという意見もありました。最終的に自分達で出来ることは自分達でやろうという事で承諾しました。そして、

この組織を9棟50世帯の維持管理組織「仮設住宅管理組合」とすることに決まり、各棟から班長を選出し、その中から正副代表者と会計を選ぶことになり、話し合いの結果、私が管理組合長になりました。

管理組合での最初の取り組みとして、施設の共用電気料の負担方法の決定や入居者全員から施設の不具合、各自の悩み事などを取りまとめ、行政に改善要望を出すことから始めました。

入居者は高齢者の単身世帯から小さい子どもが大勢いる若い世帯など、多様で大きな組織であったため、悩み事も様々でした。多くの世帯で感じたことは、世帯人数に対して部屋が狭すぎるというこ

とでした。しかし、建設基準タイプが3種類しかなく、我慢は止むを得ないということで、皆に理解していただきました。その他、「浴槽の縁が高すぎて入浴の際に足が届かないなど、高齢者世帯における室内段差の対策」「一日中この施設に居る高齢者が集まってお茶飲みのできる場所の設置」「狭い密閉空間の中での窓などの結露対策」などの改善をお願いしたところ、10月には仮設住宅の敷地内に店舗が併設する集会所を建設していただきました。

仮設住宅の除雪対策

また、一番問題になったことは、冬を目前にしての除雪対策でした。各世帯の自家用車が40数台もあり、その駐車場の確保と施設内の道路除雪については、何とか知恵を出し合い、対応できました。しかし、9棟の長屋の屋根除雪は、各世帯の屋根を各自でバラバラに降ろすと通路が降ろした雪で通れなくなってしまう、かといって入居者全員で一斉に除雪することも困難